

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	法令の番号	平成 17 年法律第 51 号			
不利益処分の種類	使用者への技術基準適合命令	根拠条項	第 18 条第 1 項			
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 当該都道府県の区域内において特定特殊自動車技術基準に適合しない状態になったと認めるときに処分を行うものとする。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 期間を定めて技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずる。</p>					
対応区分	1 弁明の機会の付与 2 聴聞の実施	処理機関	保健福祉事務所等	交付機関	保健福祉事務所等	目次 NO